

令和8年度第1回 東京都在宅介護・医療協働推進部会 次第

令和8年7月13日（月曜日）

18時から19時30分まで

1 開 会

2 委員紹介

3 報 告

- (1) 令和8年度在宅介護・医療協働推進部会の設置について
- (2) 令和7年度訪問看護推進総合事業等の実施状況について
- (3) 令和8年度訪問看護推進総合事業等の実施について

4 議 事

- (1) 第10期計画に向けた検討事項について
- (2) その他

5 閉 会

【配布資料】

資料1 東京都在宅介護・医療協働推進部会委員名簿

資料2 東京都在宅療養普及事業実施要綱

資料3 東京都在宅療養推進会議の運営に係る細目

資料4 令和8年度東京都在宅介護・医療協働推進部会の設置について

資料5 令和7年度東京都訪問看護推進総合事業等の実施状況について

資料6 令和8年度東京都訪問看護推進総合事業等について

資料7 第10期計画に向けた検討事項について

参考資料1 令和7年度第2回東京都訪問看護推進部会主なご意見（まとめ）

参考資料2 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定について（6月分）

参考資料3 都内訪問看護ステーション・看護小規模多機能型・小規模多機能型事業所数

参考資料4 訪問看護等の現状について

参考資料5 地域における教育ステーション事業実績まとめ

参考資料6 令和8年度在宅療養推進の推進について（医療政策部）

参考資料7 令和7年度看多機介護管理者・区市町村担当者合同連絡会の案内

参考資料8 令和7年度看多機介護管理者・区市町村担当者合同連絡会のアンケートまとめ

氏 名	所 属
相田 里香	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
秋山 正子	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護ステーション 統括所長
大川 潤一	国立市健康福祉部健康福祉部長
岡本 有子	東京都立大学東京健康福祉学部看護学科 准教授
篠原 かおる	一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会 会長
白井 淳子	新宿区健康部参事（地域医療・歯科保健担当）
鈴木 央	鈴木内科医院 院長
田尻 久美子	株式会社カローズ代表取締役 介護福祉士・介護支援専門員・保育士
野月 千春	公益社団法人東京都看護協会 専務理事
平原 優美	公益財団法人日本訪問看護財団立 あすか山訪問看護ステーション 統括所長
山田 雅子	聖路加国際大学大学院看護学研究科 教授

※敬称略、五十音順

【幹事】

高城 愛	東京都保健医療局医療政策部地域医療担当課長
谷山 倫子	東京都保健医療局医療政策部医療人材課長
向山 倫子	東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長
佐々木 慎吾	東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課長

【オブザーバー（東京都在宅療養推進会議 会長）】

新田 國夫	医療法人社団つくし会 理事長
-------	----------------

東京都在宅療養普及事業実施要綱

	平成 22 年 6 月 16 日付	22 福保医政第 95 号
改正	平成 22 年 12 月 28 日付	22 福保医政第 1735 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日付	26 福保医政第 1863 号
改正	令和 5 年 6 月 30 日付	5 福保医政第 646 号
改正	令和 8 年 4 月 1 日付	7 保医医政第 2220 号

第 1 目 的

本事業は、急速な高齢化の進展や都民のニーズ、医療制度の変化に対応し、限られた医療資源を有効に活用しながら、都民が身近な場所で安心して適切に在宅療養を受けることができる仕組みの構築を検討するとともに、各区市町村における在宅療養に関する取組の底上げに向けた支援を実施することにより、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進体制の構築・強化を図ることを目的とする。

第 2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、本事業の円滑な実施のため、都は第 3 に定める事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

第 3 事業内容

- 1 東京都在宅療養推進会議の設置
- 2 在宅療養体制づくり支援事業
- 3 その他、在宅療養の推進について全都的な取組が必要な事業

第 4 東京都在宅療養推進会議の設置

1 目的

地域における在宅療養に関する行政、関係機関・団体、都民等の役割分担を明らかにして連携を強化し、もって在宅療養の推進を図るため、東京都在宅療養推進会議を設置する。

2 協議内容

次に掲げる事項について協議する。

- (1) 都と区市町村、医療・介護関係者、団体、都民等の役割分担や連携に関する事項
- (2) 地域における先駆的な取組等についての検証及び区市町村の主体的な取組を促進するための方策に関する事項
- (3) 都民及び医療従事者に対する在宅療養に係る普及啓発に関する事項
- (4) その他、在宅療養の推進について全都的な取組が必要な事項

3 委員の構成

在宅療養に係る専門家、学識経験者、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都看護協会、区市町村職員、東京都職員、その他保健医療局長が必要と認める者から構成し、保健医療局長が委嘱又は任命する。

第 5 在宅療養体制づくり支援事業

1 目的

各区市町村における在宅療養推進の取組の底上げを図るため、ダッシュボードの整備・運用を行うとともに研修会を開催する。

2 実施内容

- (1) ダッシュボードの整備・運用
在宅療養に関する情報を集約・可視化し、活用する環境を提供する。
- (2) 研修会の開催
区市町村職員等を対象に、課題発見力・政策立案スキルの向上等を図る機会を提供する。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

東京都在宅療養推進会議の運営に係る細目

	平成 22 年 6 月 16 日付	22 福保医政第 95 号
改正	平成 22 年 12 月 28 日付	22 福保医政第 1735 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日付	26 福保医政第 1863 号
改正	令和 5 年 6 月 30 日付	5 福保医政第 646 号
改正	令和 7 年 3 月 11 日付	6 保医医政第 1757 号

第 1 目的

この細目は、東京都在宅療養普及事業実施要綱（平成 22 年 6 月 16 日付 22 福保医政第 95 号。以下「要綱」という。）に基づき設置する東京都在宅療養推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 委員の任期

委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 会長

1 推進会議には会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

なお、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が委員のうちから指名する者が代理する。

第 4 部会

1 推進会議には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

2 部会は、推進会議の委員のうちから会長が指名する者又は会長が指名する者のうちから東京都保健医療局長若しくは東京都福祉局長（以下「局長」という。）が別に委嘱若しくは任命する委員をもって構成する。

3 前項の部会のみに属する委員の任期は、第 2 に準ずるものとする。

第 5 部会長

1 部会には部会長を置く。

2 部会長は、会長の指名により選任する。

3 部会長は、部会を統括する。

第 6 招集等

1 推進会議及び部会は会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて推進会議及び部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第 7 幹事

1 推進会議における検討の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を設置する。

2 幹事は、局長が任命する。

3 幹事は、委員会及び専門部会に出席し、検討に必要な情報を提供する。

第8 会議の公開等

- 1 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、委員の発議により出席委員の過半数で議決した場合に限り、必要な条件を付すことができる。

第9 庶務

推進会議及び部会の庶務は、保健医療局医療政策部医療政策課及び福祉局高齢者施策推進部在宅支援課において処理する。

第10 委員への謝礼の支払

推進会議及び部会に出席した委員及び第6の(2)に掲げる者の推進会議及び部会への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した推進会議及び部会への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うものとする。

附 則

この細目は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この細目は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和7年3月11日から施行する。

■ 設置目的

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域における介護・医療の関係機関が協働して在宅介護・医療を一体的に提供することが必要である。
- そこで在宅療養推進会議の下に本部会を設置し、これまで実施してきた訪問看護の推進策に加え、多角的・総合的な取組について検討・評価を行う。

■ 経緯

- 平成24年度 東京都訪問看護支援検討委員会での検討
- 平成25年度 訪問看護推進部会の開始
訪問看護推進総合事業の開始
- 平成30年度 看多機推進の取組を開始
- 令和3年度 部会の名称を在宅介護・医療協働推進部会に変更
介護医療連携推進の取組を開始



訪問看護の推進に加え、看多機の推進や介護医療連携の推進を含めた、在宅介護・医療を一体的に提供する体制づくりについて検討

■ 令和8年度 スケジュール(案)

時期	回数	主な検討事項等
7月	第1回	・ 令和8年度実施事業について ・ 今後の事業の検討について（案）
2月頃	第2回	・ 令和8年度のまとめ（各事業の評価等） ・ 令和9年度実施事業について

■ 令和8年度 委員等名簿

氏 名	所 属
相田 里香	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
秋山 正子	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護ステーション 統括所長
大川 潤一	国立市健康福祉部健康福祉部長
岡本 有子	東京都立大学東京健康福祉学部看護学科 准教授
篠原 かおる	一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会 会長
白井 淳子	新宿区健康部参事（地域医療・歯科保健担当）
鈴木 央	鈴木内科医院 院長
田尻 久美子	株式会社カローズ代表取締役 介護福祉士・介護支援専門員・保育士
野月 千春	公益社団法人東京都看護協会 専務理事
平原 優美	公益財団法人日本訪問看護財団立 あすか山訪問看護ステーション 統括所長
山田 雅子	聖路加国際大学大学院看護学研究科 教授

※敬称略、五十音順

【幹事】

高城 愛	東京都保健医療局医療政策部地域医療担当課長
谷山 倫子	東京都保健医療局医療政策部医療人材課長
向山 倫子	東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長
佐々木 慎吾	東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課長

【オブザーバー（東京都在宅療養推進会議 会長）】

新田 國夫	医療法人社団つくし会 理事長
-------	----------------

1. 地域における教育ステーション事業
2. 訪問看護人材確保事業
3. 管理者・指導者育成事業
4. 認定訪問看護師資格取得支援事業
5. 在宅介護・医療協働推進部会
6. 訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業
7. 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業
8. 新任訪問看護師育成支援事業
9. 看護小規模多機能型居宅介護に係る連絡会
10. いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業

1 地域における教育ステーション事業

育成支援できる訪問看護ステーションを「教育ステーション」として指定し、地域の訪問看護人材の育成支援や地域連携強化の取組を実施

指定教育ステーション： **21 箇所（R8.4.1現在）**

■ステーション体験・研修の受入

	人数	日数
他ST勤務者	55人	138.5日
医療機関等	190人	268.5日
離職者	29人	70日
合計	274人	477日

■勉強会・交流会

118回／4,008人

■医療機関との相互研修

17医療機関／75人

■その他の取組

・地域のステーションからの相談対応

<アンケート抜粋>

- ・技術だけでなく訪問看護とは何かということを改めて考える機会ができました。
- ・患者、家族を地域で支えるという視点が身についた。
- ・実際の訪問に同行させていただき、実際のコミュニケーションの場面を間近で見せていただき、今後のキャリアのイメージに繋げることができました。

2 訪問看護人材確保事業

看護職等に訪問看護の実際や重要性、魅力をPRし人材の供給を促すための講演会やシンポジウム等を開催

■「その人らしい生き方を支える 訪問看護の魅力」

日時 令和7年12月6日（土曜日）

参加人数 **113人**（欠席者にはアーカイブ配信）

（看護職、医療職、介護福祉職、看護学生 等）

《開催内容》

・シンポジウム

- 1.訪問看護に期待すること 東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課長 佐々木慎吾
- 2.訪問看護の基本となるもの 田園調布医師会立訪問看護ステーション 田中千賀子氏
- 3.さまざまな訪問看護の形 ラピオナーズステーション 山口典代氏
- 4.訪問看護師を育てるということ ボンズシップ訪問看護ステーション 黒木康平氏
- 5.訪問看護を始めて気づいたこと 東京ひかりナーズステーション 池口奈央氏

・ミニ相談・交流会

シンポジスト4名、東京都教育ステーション3か所

3 管理者・指導者育成事業

訪問看護ステーションの管理者・指導者向け研修及び看多機管理者・参入希望者向け研修を実施し、管理者育成と管理者同士のネットワークの構築を支援

■基礎実務コース、経営安定コース（各 1 日）

10 月、11 月 修了者合計 **157 人**/予算規模 220 人

■育成定着推進コース（各 2 日）

7 月、8 月、10 月 修了者合計 **58 人**/予算規模 144 人

■看多機実務研修

12 月実施（1 日 × 3 か所） 修了者 **30 人**

※基礎実務、経営安定、育成定着推進コースは講義部分は動画視聴、グループディスカッションは集合形式により実施
看多機実務研修については 3 か所の看多機を実際に見学

4 認定訪問看護師資格取得支援事業

訪問看護ステーション看護師の認定看護師資格取得及び特定行為研修受講に係る経費を補助

対象分野（認定）：訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア
（特定）：共通科目、在宅療養にかかる科目

31人/予算規模 19事業所
（内訳）

- ・認定看護師資格 19人
※分野別件数：訪問看護（12名）、皮膚・排泄ケア（1名）、
認知症看護（5名）、緩和ケア（1名）
- ・特定行為研修 12人

5 在宅介護・医療協働推進部会

東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的に在宅療養の推進を検討
開催：7月（オンライン）、2月（ハイブリッド）

6 訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業

看護職員が産休・育休・介休取得する際の代替職員雇用経費を補助
産休等代替 **23人**／予算規模14人

7 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業

管理者等が都の定める研修（※）を修了し、事務職員未配置の訪問看護ステーション等が、新たに事務職員を雇用する場合の経費を補助

（※）管理者・指導者育成事業における「基礎実務コース」または「経営安定コース」

26事業所／予算規模47事業所

8 新任訪問看護師育成支援事業

管理者等が都の定める研修（※）を修了し、訪問看護未経験の看護職の雇用・育成を行う訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費を補助

（※）管理者・指導者育成事業における「育成定着推進コース」

12人（うち、新卒1人）／予算規模10人

9 看護小規模多機能型居宅介護に係る連絡会

区市町村の看護小規模多機能型居宅介護への理解を促進するとともに、看護小規模多機能型居宅介護事業所に対し情報共有の機会を提供し安定的な運営を図るため、連絡会を実施

日にち 令和8年1月19日（月曜日）

参加人数 **24事業所** **19区市町村**（ハイブリッド形式にて開催）

10 いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業

在宅療養支援のためのシミュレーション教育プログラムを策定し、訪問看護人材の育成を支援（令和4年度の大学研究者による事業提案制度採択事業）

- **33回実施 延べ160人参加**
- 研修テーマ：5～7月「脳血管系」9～11月「終末期」11～12月「循環器」1月～2月「呼吸器」2月「終末期」3月「ポータブルエコー」「フィジカルアセスメント」予定
- 研修のマニュアルを作成し、東京都訪問看護ステーション協会や教育ステーション等に共有

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域における介護・医療の関係機関が協働して在宅介護・医療を一体的に提供することが必要
- 医療的ケアが必要な要介護高齢者等の増加に伴い、今後も訪問看護の重要性は高まっていくため、安定的なサービスの提供を促進することが必要

施策の方向性

- 訪問看護ステーションの安定的な運営のため、訪問看護人材の確保・育成・定着の支援
- 総合事業の中心的な取組である教育ステーション事業について、より身近な地域でステーション体験等が行えるよう引き続き指定数を増やす
- 在宅療養を一層推進するため、訪問看護ステーションの機能強化・多機能化を支援

令和8年度の取組

【R8 予算額/規模(カッコ内：R7 予算額/規模)】

1 訪問看護人材確保育成事業

(1) 訪問看護人材確保事業 【4,347千円/1回(4,347千円/1回)】

看護職等に訪問看護の重要性や魅力をPRするための講演会等の実施

(2) 地域における教育ステーション事業

【51,047千円/26箇所(47,711千円/22箇所)】

育成支援できる訪問看護ステーションを「教育ステーション」として指定し、訪問看護ステーション体験・研修（同行訪問等）や勉強会等を通して、地域の訪問看護人材の育成支援や地域連携強化の取組を実施

【拡充】より身近な地域で取組を実施できるように指定数を引き続き増やしていく
複数の事業所による協働実施も認める

(3) 認定訪問看護師資格取得支援事業 【19,451千円(9,052千円)】

訪問看護ステーション看護師の認定看護師（訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア）資格取得及び特定行為研修の受講に係る経費を補助

(4) 管理者・指導者育成事業

【12,623千円/382人(13,053千円/406人)】

訪問看護ステーションの管理者・指導者向け研修及び看多機管理者・参入希望者向け研修を実施し、管理者育成と管理者同士のネットワークの構築を支援

(5) 在宅介護・医療協働推進部会 【495千円(490千円)】

東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的な在宅療養の推進を検討

2【新規】訪問看護ステーション協働育成支援事業【5,745千円/5箇所】

訪問看護人材の確保・定着・育成に向けて、2事業所以上の訪問看護ステーションが協働して実施する同行訪問等の職員育成等の取組を支援

3 訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業

【38,931千円(20,988千円)】

常勤の看護職員が研修受講や産休・育休・介休等を取得する際の代替職員の確保に要する経費を助成することで、訪問看護師の勤務環境の向上や定着推進を図る

4 新任訪問看護師育成支援事業 【5,664千円/10人(7,032千円/10人)】

管理者等が都の定める研修（※）を修了し、訪問看護未経験の看護職の雇用・育成を行う訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費を補助

（※）管理者・指導者育成事業における「育成定着推進コース」

【拡充】人員要件から新任職員を除外、潜在看護師の補助期間拡大

5 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業

【51,600千円/41事業所(49,100千円/47事業所)】

事務職員未配置の訪問看護ステーション等が新たに事務職員を雇用する場合の経費を助成

※訪問看護ステーションは管理者・指導者育成事業における「基礎実務コース」が「経営安定コース」の修了が要件）

6 いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業

【終了（81,680千円）】

「在宅療養支援のためのシミュレーション教育プログラム(仮)」を策定し、訪問看護人材の育成を支援

7 看護小規模多機能型居宅介護に係る連絡会

区市町村の看多機への理解促進及び看多機事業所同士の情報共有のための連絡会を実施し、看多機の安定的な運営を図る

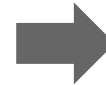
令和8年度における変更点

令和7年度

令和8年度

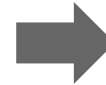
1 訪問看護人材確保育成事業

(1) 地域における教育ステーション事業【47,711千円/22箇所】
※令和7年度末で1箇所事業終了



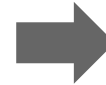
拡充 26箇所・協働実施も可とする
(51,047千円)

(2) 訪問看護人材確保事業【4,373千円/1回】



継続
(4,373千円)

(3) 管理者・指導者育成事業【13,053千円/406人】



継続 4コース 382人
(12,623千円)

(4) 認定訪問看護師資格取得支援事業【9,052千円】



継続 実績に合わせて規模増
(19,451千円)

(5) 在宅介護・医療協働推進部会【490千円】



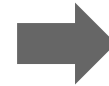
継続
(495千円)

令和8年度における変更点

令和7年度

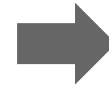
令和8年度

2 訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業
【20,988千円/14人】



継続 実績に併せて規模増
(38,931千円/23人)

3 新任訪問看護師育成支援事業 【7,032千円/10人】



継続 人員要件から新任職員を除外
潜在看護師の補助期間拡大
実績に合わせて単価減
(5,664千円/10人)

4 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業
【49,100千円/47事業所】



継続
(51,600千円/41事業所)

5 いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 【81,680千円】



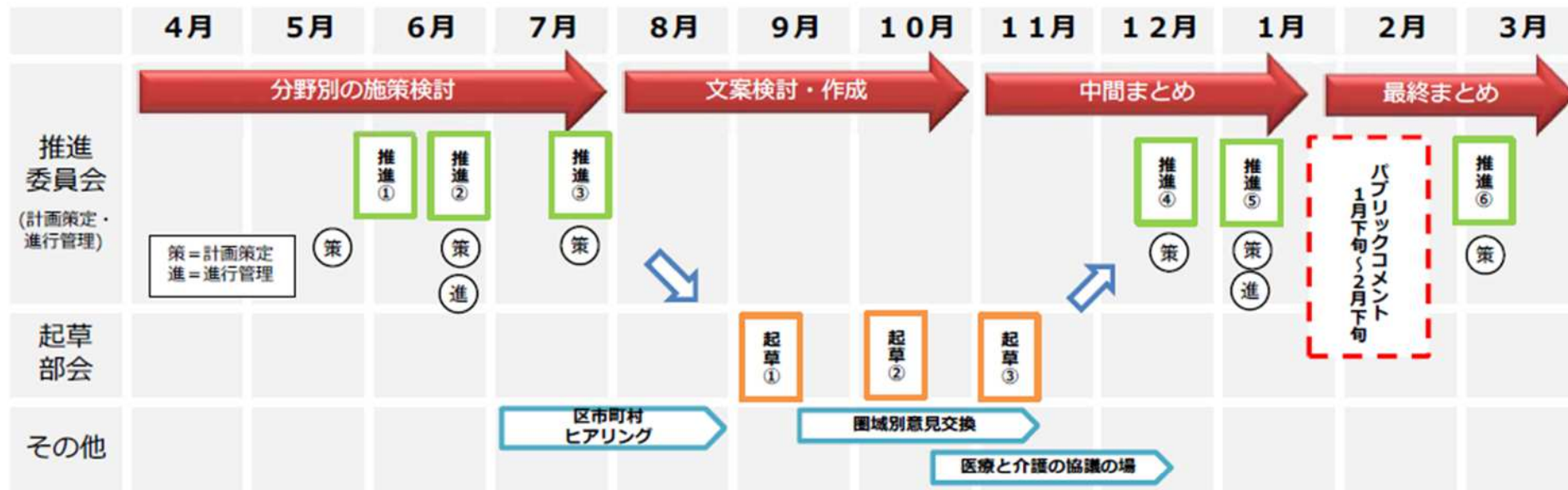
事業終了

6 看護小規模多機能型居宅介護に係る連絡会



継続 R9年2月開催予定

第10期東京都高齢者保健福祉計画策定スケジュール（案）



●各委員会の議事内容（案）

推進①（6月1日）

- ・ 10期計画について
（国の基本指針案の見直しのポイント等）
- ・ 計画策定スケジュール

推進②（6月26日）

- ・ 令和7年度進行管理
- ・ 9期計画の振り返りシート
（各分野の取組状況と課題）
- ・ 10期計画の方向性

推進③（7月下旬）

- 9期計画振り返りシート意見への回答
- 10期計画の理念及び重点分野

起草①（9月上旬）

- ・ 10期計画構成案
- ・ 第1部計画本文（素案）

起草②（10月上旬）

- ・ 10期計画構成案
- ・ 第1部、第2部計画本文（素案）、
第3部目標・指標（案）

起草③（11月上旬）

- ・ 10期計画中間まとめ(素案) ①

区市町村ヒアリング（7～8月）

- ・ 計画策定に向けた情報収集等

圏域別意見交換（9～11月）

- ・ 広域調整等を目的とした意見交換

医療と介護の協議の場（10～12月）

- ・ 医療・介護連携に係る提供体制等議論

推進④（12月中旬）

- ・ 10期計画中間まとめ(素案) ②
- ・ コラム項目（案）

推進⑤（1月中旬）

- ・ 10期計画中間まとめ(案)
- ・ 各部会の検討状況 等

推進⑥（3月上旬）

- ・ パブリックコメントの結果と回答
- ・ 10期計画(最終案)

<9期計画について>

計画の概要

- 「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を合わせた、都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定。
- 大都市東京の特性を生かし、地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、都が目指す基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を明らかにすることを目的に策定。
- 計画期間は令和6～8年度の3年間。長期的には、「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22年（2040年）を見据える。

計画の理念

**「地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、
住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる東京の実現」**

地域で支え合いながら、高齢者が、①経験や能力を生かして居場所と役割を持って、いきいきと活躍し、心豊かに暮らす、
②自らが望む暮らし方を主体的に選び、安心して暮らし続けることができる東京の地域づくりを地域特性に応じて推進していく。

東京における地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す

7つの重点分野とそれを下支えする2つの取組

① 介護予防・フレイル予防と社会参加の推進

② 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営

③ 介護人材の確保・定着・育成対策の推進

④ 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進

⑤ 地域生活を支える取組の推進

⑥ 在宅療養の推進

⑦ 認知症施策の総合的な推進

⑧ 保険者機能強化と地域包括ケアシステムのマネジメント

⑨ 高齢者保健福祉施策におけるDX推進

<9期振り返りについて>

重点分野6 在宅療養の推進

9期計画策定時の課題	9期計画期間の施策の方向 (関連する事業・取組)	振り返り（実績等）
1 在宅療養体制の確保		
(3) 訪問看護ステーションへの支援		
訪問看護ステーションの運営体制 (P308)	訪問看護人材の確保・定着を 推進します (P309)	【在宅支援課】 ・訪問看護師を目指す看護職・学生等に対して、訪問看護の重要性や魅力をPRする講演会を実施してきた。 ・看護職員が産休等を取得する際の代替職員確保に係る経費を支援し、訪問看護人材の定着を推進してきた。 ・訪問看護未経験の看護職を雇用して育成を行う訪問看護ステーションへの支援を実施してきた。
	訪問看護人材の育成を支援します (P309)	【在宅支援課】 ・教育ステーション事業により、同行訪問等の研修や勉強会など地域の訪問看護人材の育成を支援してきた。 ・訪問看護ステーションの管理者等向けの研修を実施し、安定的な運営や多機能化等を行うことができる管理者等の育成を推進してきた。 ・訪問看護ステーション看護師の認定看護師資格取得及び特定行為研修の受講に係る経費について補助を行い、訪問看護人材の育成を支援してきた。
	訪問看護ステーションの運営等を支援します (P309)	【在宅支援課】 ・看護職員の事務負担軽減のため新たに事務職員を雇用する場合、事務職員の雇用に係る経費について補助を行い支援してきた。 ・訪問看護ステーション数は年々増加し令和8年5月1日現在で1,918か所となっている。

第10期計画に向けた課題

- ① 訪問看護ステーション数は増加傾向にある中で、医療と介護の連携に不可欠な訪問看護サービスの安定的な供給のために、引き続き小規模ステーションの質の確保を図っていく必要がある
- ② 教育ステーションの設置がない、もしくは体制が十分でない地域について、身近な地域に配置ができるよう新規指定事業者確保に向けて検討する必要がある
(教育ステーションの設置数や、今後の役割の拡大について)
- ③ 高齢福祉を取り巻く課題を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、訪問看護の推進や在宅介護・医療が協働した多角的・総合的な取組をどのように進めていくか